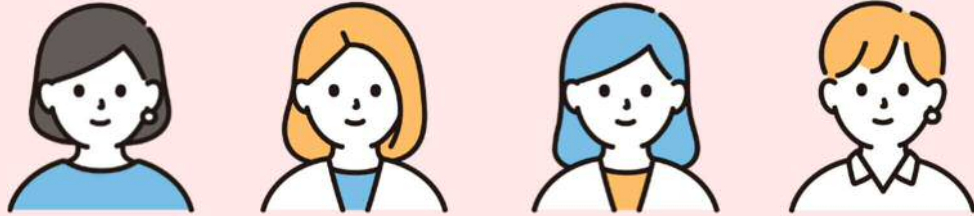


一関市女性・若者活躍支援事業



働く女性の意識向上促進事業費補助金



この事業は、女性が活躍できる職場づくりを進めるため、職場で働く職員の相互理解や女性のキャリア形成などに関する講演会や研修などを開催する場合にその経費を補助する事業です。

対象者	市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者で、補助金交付年度を含む過去3年度に市税の滞納がない事業主
対象経費	市内の事業所が、女性が活躍できる職場づくりを進めるために行う講演会などに要する外部講師の謝礼金（旅費相当額を含む） ※ 消費税及び地方消費税相当分は除く
補助金額	対象経費の1/2の額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)で5万円を上限とし、1事業主につき年度内1回限りとします。
申請受付期	令和6年4月1日①～令和7年1月31日② ※当日消印有効
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 働く女性の意識向上促進事業費補助金交付申請書（様式第1号） 講師謝礼の金額が確認できる書類（見積書、契約書等）の写し 講演内容を確認できる書類（講師名、テーマ、開催日時、対象、会場が分かるもの）の写し 共同実施の場合は、参加事業所名及び住所が分かる一覧 ※ 申請に必要な様式は、一関市商政・労政課労政係のホームページからダウンロードしてください。

※ 裏面のQ&Aをあわせてご確認ください。

■ 問い合わせ先

一関市商工労働部工業労政課労政係

〒021-8501 一関市竹山町7-2

☎ 0191-21-8461（直通）

✉ roudouseisaku@city.ichinoseki.iwate.jp



一関で働こう！ 🔍

◀ こちらの二次元バーコードまたは「一関で働こう！」で検索してください！

「働く女性の意識向上促進事業費補助金」申請に関するQ & A

?

すでに実施した講演会は対象になりますか？

対象になりません。市に申請し、交付決定を受けた後に実施する講演会が補助の対象となります。

!

?

市内の他の事業主と共同で講演会を開催する場合の取扱いは？

2者以上の事業主が共同で講演会を開催した際は、5万円を上限として代表する事業主に補助金を交付します。この場合、共同で実施したすべての事業主が補助金の交付を受けたものとみなされます。

※ 共同実施の場合も補助上限額は5万円です

!

?

市内に支店がありますが、本社が市外の場合は対象となりますか？

市内に住所を有する事業所であり、講演会等の対象が当該事業所の職員であれば対象となります。なお、市外の本社と市内の事業所の職員を対象とした合同講演会の場合も対象となります。

!

?

オンラインでの講演会を開催する場合は対象となりますか？

オンラインで開催する場合も対象になります。

!

?

講演テーマや講師については事業所で任意に選定できますか？

はい。本補助金では「職場で働く職員の相互理解と女性のキャリア形成等に対する意識向上を図る」という目的に沿っていけば、事業所毎に任意のテーマや講師を選定いただけます。

!

?

この補助金の活用例やテーマの設定例について教えてください。

この補助金は、専門知識を持つ外部講師を活用し、同じ職場で働く人が性別や役職を問わず同じテーマについて学び、共有する機会をすることによって、職員同士の相互理解やコミュニケーションを深め、職場全体として女性が活躍できる職場づくりを進めていただくことを想定しています。講演テーマの例として次のようなものが考えられます。

【例】職場で進める女性活躍 / 女性のためのキャリアデザイン

働く女性のリーダーシップ / ハラスメントのない職場づくり

イクボスから始めるワークライフバランス / 職場のメンタルヘルス対策

!